

## 「連結計算書類制度の Q&A」の公表にあたって

平成 15 年 6 月 12 日

会 計 委 員 会

委員長 伊藤 進一郎

平成 14 年の商法等改正に伴い、新たに連結計算書類の制度が導入された。商法特例法上の大会社のうち、当分の間、有価証券報告書の提出を要する会社について作成が義務付けられたものである。連結計算書類は、監査役と会計監査人の監査を受けることとされ、商法施行規則の規定により監査報告書の作成も必要とされている。連結子会社に対する調査権が監査役と会計監査人に付与されるなど、会計監査にかかる監査役の業務範囲の拡大が図られたことから、我々監査役が果たすべき役割も一層高まったといえる。

会計委員会では、この 5 月以降、「連結計算書類への監査役の対応」を新たな研究テーマとして掲げ検討を開始した。ここに至るまでにも、会員諸氏からは早い段階から連結計算書類に関する問い合わせや早急に対応方を検討してほしいとの要望が当協会に寄せられてきており、連結計算書類制度の立法検討過程において内容が徐々に明らかになるにつれ、日増しにその声が高まっていた。

こうした状況の中、会計委員会としては、まず初めに連結計算書類制度について監査役の理解を得ることが必要であり、その上で監査役がどう対応すべきかについて当委員会としての考え方を整理し、提言する必要があるとの認識があった。しかしながらその一方で、日々寄せられる会員からの数多くの疑問や問い合わせに対し当委員会としても早急に応える必要があるとの観点から、連結計算書類制度の制度概要を解説した部分である本資料について、まず取り急ぎリリースすべきであると判断した。したがって、連結計算書類の監査をどのように行えば良いのかの具体的な監査役の対応等については、今後の会計委員会での検討の進捗にあわせてお示ししていくこととし、最終報告を行う際には、先行リリース部分についても必要に応じて更なる検討を深めた上で、最終レポートとして一体化して報告する予定である。

できるだけ平易な表現に努め、また、使い勝手を考慮して Q&A 形式を多分に活用しているので、このレポートを大いに参考にいただければ幸甚である。

なお、本資料は、当会計委員会専門部会のメンバーであり、また当協会のホーム・ページ上で運営している「Net 会員相談室」の回答者として会員からの率直な疑問や相談に日々接し、さらに会計監査実務部会の幹事として同部会で解説を行うなどの経験と会員ニーズの蓄積をされている麻野浅一委員を中心に、当委員会および専門部会において検討を重ねたものであることを申し添えたい。

以 上

《会計委員会報告書》 連結計算書類制度のQ&A

平成 15 年 6 月 12 日  
社団法人日本監査役協会  
会 計 委 員 会

目 次

はじめに

第 1	連結計算書類制度の概要	-----	2
第 2	連結計算書類の監査の内容	-----	5
第 3	連結計算書類の記載方法	-----	7
第 4	その他の記載の合理化	-----	11
(付)	連結計算書類制度の用語の説明	-----	12

ここで用いた法令等の略語

- 商 ・ ・ ・ ・ ・ 商法  
商特 ・ ・ ・ ・ ・ 商法特例法（昭和 49 年法律第 22 号）  
商規 ・ ・ ・ ・ ・ 商法施行規則  
財規 ・ ・ ・ ・ ・ 財務諸表等規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）  
連規 ・ ・ ・ ・ ・ 連結財務諸表規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）

会計委員会・専門部会委員（順不同・敬称略）

委員長	伊藤 進一郎	住友電気工業(株)
専門委員	弥永 真生	筑波大学教授
委員・専門部会委員	大橋 博行	加チア・コンパニース・クラブ(株)
委員・専門部会委員	鳩山 勝郎	三井物産(株)
委員・専門部会委員	上野 廣太郎	ヤマト運輸(株)
委員	松田 基	松下電器産業(株)
委員	村松 吉明	トヨタ自動車(株)
委員	中條 邦宏	本田技研工業(株)
委員・専門部会委員	権田 知弘	シャープ(株)
専門部会委員	皆合 達夫	前田建設工業(株)
専門部会委員	麻野 浅一	ポーソー油脂(株)
専門部会委員	大橋 敏次	サイトロック(株)
専門部会打合せ	平野 善照	第一実業(株)
委員	高橋 弘幸	(社)日本監査役協会
事務局	新谷 清	(社)日本監査役協会
事務局	上遠野 恭啓	(社)日本監査役協会

## はじめに

平成 14 年の商法特例法の改正（注 1）によって、大会社のうち有価証券報告書を提出すべき会社に対して、連結計算書類の作成と定時総会における株主への報告が義務付けられました。さらに商法施行規則も改正（注 2）されて、連結計算書類に関する規定が新設されたことにより、商法特例法上の連結計算書類制度の内容が明らかとなりました。

この連結計算書類は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない、監査役会及び会計監査人は監査の結果を、個別の計算書類の監査報告書とは別に連結計算書類の監査報告書に記載して取締役提出しなければならないこととされています。したがって監査役は、この制度の趣旨及び内容を十分に理解して連結計算書類の監査を行う必要があります。

この報告書は、これに資するため、連結計算書類制度の概要を Q & A 方式で纏めたものです（なお、委員会等設置会社についての連結に関する規定の説明は、割愛しております）。

（注 1）商法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 44 号、平成 15 年 4 月 1 日施行）

（注 2）商法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年法務省令第 7 号、平成 15 年 4 月 1 日施行）

## 第 1 連結計算書類制度の概要

### Q 1 制度の趣旨

この制度が導入されたのは、なぜですか

#### A 1

近年の大規模企業は、親会社などを中心とした企業集団を形成して、一体となって営業活動を行うことが多くなっていますので、企業の財政状態や経営成績を正確に把握するために、企業集団全体の総合的な情報の開示が望まれています。

そこで、商法特例法上の大会社に対して、**株主等に対する情報開示の充実を図るため**、企業集団全体の財産及び損益の状況を明らかにする連結計算書類を作成して、定時総会で株主に報告することを義務付けることとしたものです。

個別の計算書類の作成等は、株主などに対する情報開示と配当可能限度額の算定という二つの目的から義務付けられていますが、今回の制度では連結計算書類制度の適用を受けない会社との均衡を図る観点から、連結計算書類には配当規制の機能を持たせず、情報開示の充実のみにとどめたものと考えられます（始関正光「平成 14 年改正商法の解説〔 〕」（商事法務 No.1649）8 頁参照）。

### Q 2 適用の時期

この制度は、いつから適用になりますか

#### A 2

連結計算書類制度は、**平成 16 年 4 月決算会社から適用になります。3 月決算会社の場合は、平成 17 年 3 月決算からです。**

これは、改正された商法特例法が平成 15 年 4 月 1 日から施行されていますが、連結特

例規定については、施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは適用しないとされているためです（改正法附則 8 条）。

ただし、この制度の導入によって、監査役と会計監査人の監査すべき範囲が、商法上の子会社だけでなく商法特例法上の連結子会社（Q 4 参照）にまで広がるため、監査役の兼任禁止の範囲（商特 18 条）や会計監査人の欠格事由（商特 4 条 二、同 7 条）の対象に連結子会社が含まれることになりました（Q 8、Q 10 参照）。

そのため、この規定に抵触する会社は、施行後最初に到来する決算期に関する定時総会（4 月決算会社は平成 15 年 7 月、3 月決算会社は平成 16 年 6 月）までに、監査役や会計監査人の資格を上記の規制に適合させておくことが必要です。

### Q 3 適用を受ける会社

連結計算書類の作成が義務付けられるのは、どんな会社ですか

#### A 3

連結計算書類の作成が義務付けられるのは、**商法特例法上の大会社で**有価証券報告書を提出している会社に限定されています（商特 19 条の 2、同附則 9 条）。

連結計算書類制度は前記＜Q 1＞の趣旨から言えば、連結対象会社を有するすべての会社に適用することが望ましいのですが、連結計算書類の作成には多くの労力と会計の専門知識を必要とするため、その作成を会計監査人監査が義務付けられている大会社に限定し（商特 19 条の 2）、さらに「当分の間」は、大会社のうち既に連結財務諸表を作成している有価証券報告書の提出会社に限定して（改正法附則 9 条）、会社の作成負担を軽減するとともに、実務上の混乱を回避したものと考えられます（前掲誌 8 頁参照）。

### Q 4 連結の範囲

連結の対象となる会社は、どんな会社ですか

#### A 4

連結の対象となる会社は、**有価証券報告書に記載されている連結財務諸表の対象会社等と同一です**（商特 19 条の 2、同 1 条の 2、商規 142 条、同 2 条 十八、同 144 条）。

商法施行規則では、連結の範囲をすべての子法人等とし（商規 144 条）、「子法人等」とは財務諸表等規則（財規 8 条）で支配力基準によって計算書類作成会社の子会社とされるものをいい（商規 2 条 十八）子法人等のうち商法上の子会社でないものを「連結子会社」というとしています（商特 1 条の 2、商規 142 条）。（付）「連結計算書類制度の用語の説明」参照）

つまり、

**連結の範囲 = 子法人等 = 財規上の子会社 = 商法上の子会社（注） + 商特法の連結子会社**となり両者の連結の対象は同一ですので、連結計算書類は有価証券報告書の連結財務諸表をもとにして容易に作成することができます。

（注）ただし、商法上の子会社のうち、会社更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生手続開始の決定を受けた会社、整理開始の命令を受けた会社、破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。

Q 5 連結計算書類の内容

作成が義務付けられている連結計算書類とは、何ですか

A 5

作成が義務付けられるのは、**連結貸借対照表と連結損益計算書の二つです**(商規 143 条 )。証券取引法上、作成が義務付けられている連結財務諸表は、イ) 連結貸借対照表、ロ) 連結損益計算書、ハ) 連結キャッシュ・フロー計算書、ニ) 連結剰余金計算書、ホ) 連結附属明細表ですが、商法特例法では、「企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして」(商特 19 条の 2 ) 連結貸借対照表と連結損益計算書の二つだけの作成を義務付けています(商規 143 条 )。

また、後述するように、その記載内容についても連結財務諸表より大幅に簡素化することとし、連結計算書類作成会社の営業報告書や附属明細書の記載についても簡素化を許容しています(商規 105 条 、同 156 条 、同 107 条 、同 108 条 )。

これらの措置は、連結計算書類が情報開示だけを目的としたものであり、かつ総会招集通知に添付する必要があることから、会社の負担を軽減するとともに、その質量両面からの簡素化を図ったものであると考えられます(前掲誌 6 頁参照)。

Q 6 連結計算書類の日程と手続(1)

連結計算書類の作成から監査報告書提出までの日程と手続は、どうなっていますか

A 6

**連結計算書類の作成から定時総会報告までの流れ**は、次のとおりです。

イ) 連結計算書類の作成(取締役が作成義務)

取締役会の承認

連結計算書類を監査役会、会計監査人に提出(定時総会の 6 週間前までに)

会計監査人の監査報告書を監査役会、取締役に提出(連結書類受領後 4 週間以内)

監査役会の監査報告書を取締役、会計監査人に提出(上記報告書受領後 1 週間以内)

ロ) 連結貸借対照表、連結損益計算書を招集通知に添付、送付(定時総会の 2 週間前までに)

ハ) 定時総会で連結計算書類の内容と監査の結果を、取締役が報告

このうち、**監査報告書提出までの日程と手続**は、次のように規定されています。

イ) 取締役は、連結計算書類を作成し、監査役と会計監査人の監査を受ける前に取締役会の承認を受ける必要があります(商特 19 条の 2 )。その手順は、個別の計算書類の場合と同様です。

ロ) 取締役は、上記の書類を定時総会の 6 週間前までに監査役会及び会計監査人に提出し、監査を受けなければなりません(商特 19 条の 2 、商規 181 条 )。個別の計算書類の場合は 8 週間前ですが、連結計算書類は個別の計算書類を基にして作成されることを配慮して日程を遅らせたものと考えられます(始関正光「Q&A 平成 14 年改正商法」271 頁参照)。

ハ) 会計監査人は、連結計算書類を受領した日から 4 週間以内に、監査報告書を監査役会及び取締役に提出しなければなりません(商規 182 条 )。したがって監査日数は個別の計算書類の場合と同様です。

ニ) 監査役は、連結計算書類に関する監査を終えたときは監査役会に報告し、監査役会は、

会計監査人の監査報告書を受領した日から1週間以内に監査報告書を作成して、取締役提出するとともに、その謄本を会計監査人に交付しなければなりません(商規183条)。これも個別の計算書類の場合と同様です。

ただし、上記の規定にかかわらず、取締役、監査役会、会計監査人の三者が合意したときは、上記(口)八)二)の期限を延長又は短縮することができます(商規184条)。

これは、連結計算書類の作成が総会の6週間前でも困難な会社のあることが想定されることと、一方では、招集通知に連結計算書類とともにその監査報告書も添付することを希望する会社のあることを配慮したものと考えられます(前掲書271頁参照)。

Q7 連結計算書類の日程と手続(2)

定時総会までの連結計算書類と監査報告書の取扱いは、どうなっていますか

A7

取締役会の承認を受けた連結計算書類は、監査終了の如何にかかわらず、定時総会の招集通知に添付しなければなりません(商特19条の2、商283条)。

しかし、監査報告書を招集通知に添付することは日程上の困難さから要求されておらず、会社の任意とされています。

取締役は、定時総会で連結計算書類の内容と監査役会及び会計監査人の監査報告書の概要を報告しなければなりません(商特19条の2、商規185条)。もちろん、監査役に依頼して自ら監査報告をしてもらうこともできると考えられます(始関正光「平成14年改正商法の解説」(商事法務No.1649)7頁参照)。

なお、連結計算書類は定時総会の報告事項ですので、取締役・監査役は、それに関する質問に対して説明義務を負うこととなります(前掲誌7頁参照)。

連結計算書類を閲覧に供するための備置義務は規定されていません(前掲誌9頁参照)。

## 第2 連結計算書類の監査の内容

Q8 監査役の特権と資格

連結計算書類の監査に関連して、監査役の特権や資格がどのように変わったのですか

A8

監査役は、従来から子会社に対する営業の報告徴求や業務・財産の状況を調査することが認められていましたが(商274条の3)、連結の範囲に子会社のほか連結子会社が含まれることとなったため、連結子会社に対しても、連結計算書類に関する職務を行うため必要があるときは、会計に関する報告を求め、業務・財産の状況を調査することができるようになりました。なお、連結子会社は、正当な理由があるときは、その報告又は調査を拒むことができます(商特19条の3)。

また、大会社の監査役は、連結子会社を監査対象とするため、会社、子会社の場合(商276条)と同様に、連結子会社の取締役・執行役・支配人その他の使用人を兼務することが禁じられました(商特18条)。

Q 9 監査役会の監査報告書

連結計算書類に関する監査役会の監査報告書の内容は、どのようになりますか

A 9

監査役会は、個別の計算書類の監査報告書とは別に、監査役の監査報告に基づいて連結計算書類の監査報告書を作成しなければなりません（商規 183 条 ）。

**その記載事項は、次のとおりです**（同条 ）。

- イ) 会計監査人の監査の方法及び結果を相当であると認めたときは、その旨
- ロ) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨、理由及び監査役の監査の方法の概要又は結果
- ハ) 連結計算書類に関して、子会社、連結子会社に対して会計に関する報告を求め、又は業務・財産の状況を調査をしたときは、その方法及び結果
- ニ) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由
- ホ) 重要な後発事象（商規 154 条）について、会社又はその子法人等の取締役等から報告があったときは、その事実（会計監査人の監査報告書に記載があるものを除く）

個別の監査報告書と比べると、イ) 連結計算書類に関する監査報告書なので、会計以外の業務監査等に関する記載がないこと、ロ) 営業報告書・利益処分案・附属明細書に関する記載がないこと、ハ) 「会計監査人の監査の方法及び結果を相当であると認めたときは、その旨」の記載が法令上明示的に求められたこと、ニ) 子会社、連結子会社に対して、連結計算書類に関する会計の報告徴求権・財産調査権を行使したときの方法と結果を記載すること、が異なっています。

二) の差異は、個別の監査報告書では、子会社に対する会計監査に関する報告徴求等は会計監査人の監査報告書に記載し（商特 13 条 一）、監査役会の監査報告書には会計以外の業務監査に関する報告徴求のみを記載すること（商特 14 条 三、商 281 条の 3 十一）とされていますが、連結計算書類の監査では業務監査がないので、監査役会の監査報告書にも会計に関する報告徴求等の記載を求めたものです。

したがって、**連結計算書類に関する監査役の監査は、「会計監査人の監査の方法と結果の相当性」を判断すること**ですので、個別の計算書類の監査で実施しているように、監査役独自の立場からの実態把握に基づいて、会計監査人の監査の相当性が確認できる程度の監査を行う必要があると考えられます。

なお、この監査報告書には商法施行規則 134 条が準用されていないので（商規 183 条 ）、大会社以外の会社の監査役の監査報告書と同様、署名押印あるいは電子署名は要求されていません。このことは、会計監査人の監査報告書についても同様です（商規 182 条 ）。（濱克彦ほか「平成 14 年商法改正に伴う改正商法施行規則の解説〔 〕」（商事法務 No.1661）21, 28 頁参照）しかし、商法施行規則により作成が求められている書類ですので、少なくとも、記名捺印を行うことは実務上必要であると考えられます。

連結計算書類に関する監査役会の監査報告書の「ひな型」については、連結計算書類制度が最も早く適用される 4 月決算会社の監査に間に合うよう、今後、当協会において検討される予定です。

Q 1 0 会計監査人の権限と資格

連結計算書類の監査に関連して、会計監査人の権限や資格がどのように変わったのですか

A 1 0

連結の範囲に子会社のほか連結子会社が含まれるので、会計監査人は、連結計算書類に関する職務を行うために必要があるときは、**連結子会社に対しても**、従来からの子会社に対するのと同様に、会計に関する報告を求め、業務・財産の状況を調査することができるようになりました。なお、連結子会社は、正当な理由があるときはその報告又は調査を拒むことができます（商特7条）。

また、連結子会社を監査対象とするために、子会社の場合と同様、**連結子会社についても会計監査人の欠格事由等の対象とされました**（商特4条 二、同7条）。

Q 1 1 会計監査人の監査報告書

連結計算書類に関する会計監査人の監査報告書の内容は、どのようになりますか

A 1 1

会計監査人も、個別の計算書類の監査報告書とは別に、連結計算書類の監査報告書を作成しなければなりません。**その記載事項は、個別の監査報告書の貸借対照表、損益計算書についての記載事項**（商特13条、商規129条）**と同じです**（商規182条）。個別の監査報告書の記載事項のうち、営業報告書、利益処分案、附属明細書に関する記載がないだけです。

ただし、後発事象については、連結計算書類に関する事項に限って記載されることとなります（商規182条 七、同154条）。

監査役は、会計監査人に対して個別の監査報告書の場合と同様に、その監査報告書について説明を求めることができます（商規182条）。

### 第3 連結計算書類の記載方法

Q 1 2 連結計算書類と連結財務諸表の比較（1）

連結計算書類と連結財務諸表の内容・記載は同じですか

A 1 2

連結計算書類の記載方法等については、連結財務諸表規則にならって商法施行規則が規定されているので、実質的には同じです。しかし、後述するように、注記事項や科目の細分等については、大幅な簡素化が図られています。

**両者の内容に実質的な差異のない主な事項は、次のとおりです。**

イ）連結の範囲（商規144条）＝（連規5条）

ロ）連結決算期及び連結会計年度（商規145条）＝（連規3条）（注.1年決算の場合）

ハ）連結計算書類作成の一般原則（商規146条）＝（連規4条）

ニ）連結貸借対照表（商規147条）＝（連規6条）

ホ）連結損益計算書（商規148条）＝（連規7条）



- へ) 連結子法人等の資産及び負債の評価等 (商規 149 条) = (連規 9 条)
- ト) 持分法の適用 (商規 150 条) = (連規 10 条)
- チ) 決算期の異なる子法人等 (商規 151 条) = (連規 12 条)
- リ) 重要な後発事象の注記 (商規 154 条) = (連規 14 条の 2)
- ヌ) 追加情報の注記 (商規 155 条) = (連規 15 条)
- ル) 注記の方法 (商規 156 条) = (連規 16 条)
- ロ) 金額の表示の単位 (商規 157 条) = (連規 16 条の 2)

**Q 1 3 連結計算書類と連結財務諸表の比較 ( 2 )**

連結計算書類はどこが簡素化、省略されるのですか

**A 1 3**

連結計算書類を作成する際に**連結財務諸表の内容を省略できるのは、次の事項です。**

イ) 連結財務諸表 (連規 1 条 )	連結計算書類 (商規 143 条)
連結貸借対照表	連結貸借対照表
連結損益計算書	連結損益計算書
連結剰余金計算書	(なし)
連結キャッシュ・フロー計算書	(なし)
連結附属明細表	(なし)

ロ) 連結の範囲の注記等 (商規 152 条)

連結財務諸表規則 13 条、14 条 に基づいて記載されている注記等のうち、事業年度等に関する事項 (連規 13 条 三、 ) の記載は、省略することができます。連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記ももちろん省略です。

ハ) 会計方針の注記等 (商規 153 条)

連結財務諸表規則 13 条、14 条に基づいて記載されている注記等のうち、会計処理の原則及び手続を変更した場合の変更の理由 (連規 14 条二) の記載は省略することができます。

ニ) セグメント情報の注記 (連規 15 条の 2)、リース取引に関する注記 (連規 15 条の 3)、関連当事者との取引に関する注記 (連規 15 条の 4)、税効果会計に関する注記 (連規 15 条の 5)、有価証券に関する注記 (連規 15 条の 6)、デリバティブ取引に関する注記 (連規 15 条の 7)、退職給付に関する注記 (連規 15 条の 8) については、商法施行規則に規定がないので、記載を省略することができます。

その他の連結計算書類に注記すべき事項についても、個別の計算書類の営業報告書に記載があるとき (例えば連結の範囲に関する事項や重要な後発事象の注記等) は、連結計算書類での注記を省略することができます (商規 156 条 )。

**Q 1 4 連結貸借対照表の記載・区分**

連結貸借対照表の記載は、どのように簡素化されるのですか

**A 1 4**

連結計算書類の連結貸借対照表の科目の区分は、連結財務諸表の連結貸借対照表と同じですが、科目の細分を大幅に簡素化できることとしています。

商法施行規則が要求している記載・区分は、次のとおりです（商規 158～168 条）。

(資産の部) (商規 158, 160, 165, ) 流動資産 …… 固定資産 (1) 有形固定資産 …… (2) 無形固定資産 …… 連結調整勘定 (商規 165) (3) 投資その他の資産 …… 繰延資産	(負債の部) (商規 158, 161, 164, 165 ) 流動負債 …… 固定負債 …… 連結調整勘定 (商規 165) (引当金) (商規 164) …… 合 計 (少数株主持分) (商規 158 ) (資本の部) (商規 158, 167) 資本金 資本剰余金 利益剰余金 新株式払込金又は 新株式申込証拠金 (商規 167 一) 土地再評価差額金 (商規 167 二) 株式等評価差額金 (商規 167 三) 為替換算調整勘定 (商規 167 四) 自己株式払込金又は 自己株式申込証拠金 (商規 167 五) 自己株式 (商規 167 六, )
合 計	合 計

(注) 上記の区分以上の記載は要求されておらず、「……」欄には、内容を示す適当な名称を付した科目を記載することができることと規定して、科目の細分は会社の任意とされています（商規 160 条, 161 条）。

連結計算書類の、資産及び負債の範囲（商規 162 条）、金銭債権等の記載の方法（商規 163 条）、担保資産等の注記（商規 166 条）については、個別の計算書類の規定が準用されており、連結財務諸表の規定とも実質的な差異はありません。

連結貸借対照表の次の注記については、商法施行規則には規定されていないので、注記を省略することができます。

事業用土地の再評価に関する注記（連規 34 条の 2）

自己株式の保有数の注記（連規 43 条の 2）

契約による積立金の注記（連規 44 条）

一株当たりの純資産の注記（連規 44 条の 2）

Q 1 5 連結損益計算書の記載・区分

連結損益計算書の記載は、どのように簡素化されるのですか

A 1 5

連結計算書類の連結損益計算書の科目の区分は、連結財務諸表の連結損益計算書と同じですが、科目の細分を大幅に簡素化できることとしています。

**商法施行規則が要求している記載・区分は、次のとおりです**（商規 169～178 条）。

経 常 損 益 の 部	営業損益の部	営業収益	売上高
		営業費用	売上原価 販売費及び一般管理費
			営業利益（又は営業損失）
	営業外損益の部	営業外収益	……
		営業外費用	……
			経常利益（又は経常損失）
特 別 の 損 益 部		特別利益	……
		特別損失	……
		税金等調整前当期純利益（又は純損失）	
		法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 少数株主持分損益	
		当期純利益（又は当期純損失）	

（注）イ）上記の区分以上の記載は要求されておらず、科目の細分は会社の任意とされ、営業外損益の部の「……」欄には、損益の性質を示す適当な名称を付した科目を記載することができますと規定しています（商規 170 条）。

また、特別損益の部の「……」欄には、前期損益修正損益、固定資産売却損益、その他の異常な損益について、その内容を示す適当な名称を付した科目を記載することができますと規定しています（商規 175 条）。

ロ）連結調整勘定償却額がある場合は、その相殺額を販管費又は営業外収益として記載することができます（商規 174 条）。

また持分法による投資損益がある場合は、その相殺額を営業外利益又は営業外損失として記載することができます（商規 174 条）。

ハ）連結損益計算書の「…の部」という記載様式は、この規定にかかわらず、連結財務諸表規則の様式を用いることもできます（商規 197 条）。

一株当たりの当期純利益（純損失）の額は、注記しなければなりません（商規 177 条）。

## 第4 その他の記載の合理化

### Q16 営業報告書の記載の合理化

連結計算書類を作成する会社は、営業報告書の一部を連結ベースで記載してもいいのですか

#### A16

連結計算書類を作成する会社は、**営業報告書に記載する次の事項については**、「個別ベース」での記載に代えて、有価証券報告書の記載と同じような「連結ベース」で記載することを許容し（商規105条 ）、株主への情報開示の充実と会社の事務負担の軽減を図っています。

イ) 主要な事業内容、事業所、従業員の状況等（株式の状況を除く）（商規103条 一）

ロ) 営業の経過及び成果（商規103条 二）

ハ) 営業成績及び財産の状況の推移（個別ベースでの記載も要求）（商規103条 四）

ニ) 会社が対処すべき課題（商規103条 五）

ホ) 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実（商規103条 十二）

ヘ) 重要な企業結合の状況については、「個別ベース」で記載する場合も、「重要な子会社」でなく「重要な子法人等」を対象としなければならない（商規103条 三）

ただし、上記の事項のうち一部だけを連結ベースで記載したときは、この規定は適用されず、任意の付加的な記載と見なされるので、「個別ベース」での記載も必要となります（濱克彦ほか「平成14年商法改正に伴う改正商法施行規則の解説〔 〕」（商事法務No.1659）46頁参照）。

連結の範囲に関する事項や重要な後発事象などのように、営業報告書に記載がある事項については、連結計算書類での注記を省略することができます（商規156条 ）。

なお、これは記載の合理化ではありませんが、連結特例規定が適用される会社は、その会社及び子法人等が会計監査人に対して支払った報酬等を、監査報酬、非監査報酬を問わず、営業報告書に記載しなければなりません（商規105条 ）。

### Q17 附属明細書の記載の合理化

連結計算書類を作成する会社は、附属明細書についても省略事項がありますか

#### A17

次の事項の記載を省略することができます。

イ) 子会社に対する出資・債権の明細（商規107条 一）

ロ) 子会社との取引の明細、子会社に対する債権・債務の増減（商規108条 一、同 四）

### Q18 その他の記載の合理化

その他についても合理化された事項がありますか

#### A18

米国のSEC基準に基づいて連結財務諸表を作成・提出することが証券取引法上認められている会社は、連結計算書類においてもこれを使用することを認めています（商規179条 ）。

この場合も、前述のように記載や注記事項を省略することができます（同条 後段）。

有報提出大会社の事務負担軽減のために、連結計算書類だけでなく個別の貸借対照表・

損益計算書に記載する、「子会社、支配株主」に対する金銭債権（商規 55 条、70 条）金銭債務（商規 80 条、82 条）保有株式（商規 73 条）取引高（商規 97 条）について、財務諸表等規則による「関係会社」（財規 8 条）単位で記載することができます。この特例による記載又は注記をするときは、その特例によることができるものについては一貫して特例によらなければなりません（商規 48 条）。

**有報提出大会社の連結計算書類又は個別の貸借対照表・損益計算書の「用語又は様式」の全部又は一部について、連結財務諸表規則又は財務諸表等規則によることが許容されます（商規 197 条）。**

したがって、連結計算書類、個別の計算書類とも、その用語及び様式を有価証券報告書に掲載する連結財務諸表、個別の財務諸表に合わせることによって、作成会社の事務負担を大幅に軽減することができます。

## （付） 連結計算書類制度の用語の説明

有報提出大会社（商規 2 条 15 号）

証券取引法 24 条の規定により、有価証券報告書を提出すべきものとされる大株式会社・特例会社・みなし大株式会社をいいます。

連結特例規定適用会社（同 16 号）

大会社連結特例規定（商特 20 条）及び委員会等設置会社連結特例規定（商特 21 条の 37）の適用がある会社、つまり連結計算書類の作成義務が課せられる株式会社をいいます。当分の間は、有価証券報告書を提出している大会社がこれに該当します。

連結計算書類作成会社（同 17 号）

連結特例規定適用会社のうち、連結対象となる子法人等があるため、実際に連結計算書類を作成しなければならない会社をいいます。

当分の間は、連結財務諸表を記載した有価証券報告書を提出している大会社がこれに該当します。

子法人等（同 18 号）

財務諸表等規則 8 条により計算書類作成会社の子会社とされるものをいいます。つまり、支配力基準によって子会社とされるものをいい、財務諸表等規則、連結財務諸表規則の「子会社」と同義です。

子法人等 = 財規上の子会社 = 商法上の子会社（注）+ 商特法上の連結子会社

（注）ただし、会社更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生手続開始の決定を受けた会社、整理開始の命令を受けた会社、破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社を除く。

子会社（同 19 号）

商法 211 条の 2 に規定されている、議決権の過半数を親会社等が保有している会社で、いわゆる商法上の「子会社」です。

連結子会社（同 142 条）

子法人等のうち、商法上の子会社以外の会社等で、親会社等が議決権の半数以下しか保有していないが、実質的に支配している会社等をいいます。

連結子法人等（同 25 号）

子法人等のうち連結の範囲に含まれるものをいい、連結財務諸表規則 2 条三の「連結子会社」と同義です。

非連結子法人等（同 27 号）

子法人等のうち連結の範囲から除かれるものをいい、連結財務諸表規則 2 条五の「非連結子会社」と同義です。

関係会社（同 2 条 24 号 = 財規 8 条）

連結会社（同 26 号 = 連規 2 条四）

関連会社（同 28 号 = 財規 8 条）

持分法（同 29 号 = 連規 2 条八）

連結調整勘定（同 30 号 = 連規 2 条九）

少数株主持分（同 31 号 = 連規 2 条十二）

財務諸表等規則、連結財務諸表規則の規定  
と同義です。

（注）「子会社」と「連結子会社」は、商法施行規則と連結財務諸表規則では意味が異なるので注意が必要です。

以 上